

徳島県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和七年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 6	賀 日和佐上那	同 那賀郡那賀町深森字下モ 向七番一地先から 同 六番一地先まで	新 旧	二六・〇〇七八・〇 六・七〇二九・七	一〇九・二 一〇九・二